

今年の冬は例年にもまして寒く、雪が多かったように感じます。3月に入り、暖かな春が待ち遠しい今日この頃ですが、次に心配なのは花粉症。今年の飛散量は昨年より倍だとか…。早めの対策が必要ですね。

■2017 年度第 5 回「ネットとうほく消費者被害事例ラボ」(消ラボ)を開催しました

1月11日(木)18:30から、仙台弁護士会館において、2017年度第5回目となる消ラボを開催し、24名が参加しました。今回は、福島大学山崎暁彦准教授が「SNS投稿をめぐる民事責任」というテーマで解説をしました。

まず、SNSに関する議論の前提として、インターネットの特徴について確認がなされました。①利用者の匿名性、②被害の拡散・継続性(被害回復の困難性)、③高度の専門性、④高度のアクセシビリティがある等の特性があるとのこと。

そのうえで、まず、インターネットにおける、「場・システム等の提供・管理者の責任」について、最判平成29年1月31日(判時2328号10頁)に触れながら、従来の「表現者-被侵害者」という構図ではなく、表現者と媒介者(判例では検索サービス提供会社)を一体とする構図が必要になるのではないか、というお話がありました。



山崎暁彦准教授

さらに、写真・動画等への他者の写り込み等についても解説がありました。肖像が小さかったり、不鮮明である場合には侵害にはならないとする考え方が大勢であるものの、現在の画像技術の向上から、引き伸ばし等によって拡大できることもあるため、注意が必要である、また、トリミングやモザイク処理が容易であることからすれば、本人が自分であることがわかる場合には、その場にいること自体の情報は重要だと思われ、たとえ写り込みが小さかったとしても肖像権の侵害を容認すべきではないか、といった私見が示されました。

次に、高橋佳代子弁護士から、弁護士実務に関するお話、具体的には相談の際に注意すべき点やプロバイダへのIP情報開示等の手続きについて、また、近時では子どもらのネットいじめについても深刻に至るケースが増えてきていることなどについて、補足的な講義がなされました。



高橋芳代子弁護士

その後、意見交換の場ではSNSの必要性はどのようなどころにあるのか、といった根本的な議論がなされました。

次回の消ラボは、3月8日(木)18:30から仙台弁護士会館において開催します。「クレジット名義貸しの法的問題点」をテーマとして、近時出された最高裁判例をもとに東北学院大学の羽田さゆり氏が解説します。今年度最後の消ラボとなりますので、皆様奮ってご参加ください。

「先端消費者法問題研究—研究と実務の交錯—」

発行のお知らせ

2015年6月から開催している消ラボの2年間の成果をまとめた書籍を(株)民事法研究会より発行致しました。学者の論稿の他、弁護士等による「実務へのアプローチ Q&A」がギュッと詰まったこの書籍、あなたのお手元にも1冊いかがですか。(定価3,400円+税)

お申し込み・お問い合わせはネットとうほく事務局まで。

■講師を派遣しました

*宮城県消費生活サポーターフォローアップ講座

1月22日から県内4ヶ所の会場で開催された宮城県消費生活サポーターフォローアップ講座において、「適格消費者団体とは」というテーマで講義を行いました。適格消費者団体という言葉聞いたことのない方も多く、具体的な事例を挙げながら適格消費者団体の役割・活動について紹介しました。

*岩手県立大学総合政策学部

1月26日、岩手県立大学総合政策学部において、「適格消費者団体とは」というテーマで講義を行いました。例年より多くの質問が出され、適格消費者団体をテーマに卒業論文を書きたいといううれしい声も聞かれました。

■リレーエッセイ

好評をいただいているリレーエッセイ。第4回目は検討委員の中里真理事です。

「先生、授業の内容とは違うのですが、ちょっといいですか？」授業終了後、年に1～2回こんな場面に遭遇します。どうやら民法教員は何か有益な答えをくれると学生に思われているようです。相談内容も、交通事故、サービス提供前に解約したのに返金してもらえない、購入品が不良品だったのに売主が対応してくれないなど、多岐に渡ります。自分の研究上得た知識には実際のトラブル対応に役立たないものも多く、明確に答えられないものもあるので、本当は少し困っています。ただ、私も大学生の頃は、実際にゼミの先生へ相談をしているのです。当時は、インターネット黎明期で、専門的な知見への期待は今以上だったかもしれません。なので無碍にはできません。

さて、私は相談を受けると、「188」を勧めることはもちろん、一呼吸してネットとうほくの皆さんのお話し内容を思い起こします。そこで得た知識こそ、答えに役立つのです。直近では中古品の瑕疵担保事例で助言した結果、事業者から全額返金を受けられたという話が、その最たる例でしょうか。こうして良い解決例につながることに加え、「誰に相談すればよいか分からなかったのが、先生に相談できて良かった。」という言葉は嬉しく、励みにもなります。本当は、自分だけの力ではないので、少しくすぐったいですけどね。

ネットとうほくでの情報交換は、私にとってこうした間接的な効果を多く生み出すものでもあります。今後も、さまざまな機会で皆さんと多く接することを楽しみに活動したいです。

(中里真 理事・検討委員会委員、福島大学准教授)

次号は、理事で検討委員会副委員長としてご活躍中の高橋大輔弁護士です。

■ネットとうほくから通常総会のお知らせ

6月30日(土)12:00～12:50、仙台弁護士会館において通常総会を開催します。また、総会に先立ち講演会も予定しております。詳細は4月下旬発送予定です。

【発行元】内閣総理大臣認定 適格消費者団体

NPO法人 消費者市民ネットとうほく事務局

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木 702

TEL 022-727-9123 FAX 022-739-7477

e メールアドレス shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp